

みなとアクルス

パブリックスペース 利用規約

2025 年 4 月

みなとアクルスまちづくり推進協議会

【目 次】

はじめに ～みなとアクルス パブリックスペースに関する理念	……	2
1. ご利用にあたって	……	3～ 4
2. パブリックスペースの概要およびご利用料金	……	5
3. 禁止事項	……	6～ 7
4. 利用者の責務	……	8
5. 遵守事項	……	9～10
6. 利用のお申込み	……	11～13
7. 個人情報の取り扱い	……	14
8. お問い合わせ先	……	14
9. 施設利用範囲図	……	15～17

はじめに ～みなとアクルス パブリックスペースに関する理念

このたびは、みなとアクルス パブリックスペースのご利用をご検討いただき、ありがとうございます。

みなとアクルスは、「人と環境と地域のつながりを育むまち」を開発コンセプトとして生まれたスマートタウン。まちの随所に設けておりますパブリックスペースは、多様な人、モノ、コトとの出会いが新たなにぎわいと交流を生む「つながりの舞台」として、多くの皆さまにご利用いただきたいと考えております。

ご利用いただくにあたって、私ども「みなとアクルスまちづくり推進協議会」が大切にしたいと考えるテーマは、「食」「芸術」「最新技術」「健康」「環境/エネルギー」「防災」です。イベント等の企画に際し、これらテーマと整合をとっていただきますようお願いいたします。

みなさまのご利用を心よりお待ちしております。

【みなとアクルスまちづくり推進協議会一同】

1. ご利用にあたって

本規約は、みなとアクルス内に整備されたパブリックスペース（附属設備を含みます。以下「当施設」といいます。）の利用ルール等について定めるものです。ご利用に際しては、本規約の内容を十分ご理解のうえ、遵守いただきますようお願い申し上げます。

また、当施設をご利用の際には、本規約や関係諸法規を十分ご理解のうえ、来街者の安全面に最大限配慮した円滑な実施運営を行ってください。

（１）イベント等の実施可否について

イベント等の実施可否の最終決定権はみなとアクルスまちづくり推進協議会（以下「当協議会」といいます。）に属する当施設の所有・管理会社（以下「所有会社」といいます。）が保有し、審査の結果、イベント等の実施をお断りする場合があります。また、所有会社は、その理由を明示する義務を負いません。

①本規約の規定については、すべて所有会社および当協議会が解釈することとします。

②イベント等実施の申込み後、実施の可否について審査を受けてください。

③当施設で実施されるイベント等は、みなとアクルス パブリックスペースに関する理念（「はじめに」をご参照ください。）との整合性があるものとします。所有会社および当協議会が、同理念との整合性がないと判断した場合、イベント等の内容を調整していただく場合があります。

④法令などの新設、改廃、その他事情の変化によって、利用者の方の了承を得ることなく、本規約の規定を予告なく変更させていただく場合があります。

（２）責任の所在

実施されたイベント等によって当施設、所有会社および当協議会ならびに近隣住民または来街者が損害を被った場合の賠償を含め、一切の責任は利用者が負うものとします。

（３）管理責任

利用期間において発生した事故については、利用者自身のみならず関係業者や参加者の行為であっても、すべて利用者に責任を負っていただきますので、事故防止には万全を期してください。

当施設の警備、搬出入警備については、利用者の責任において、警備会社へ委託するなど、交通整理・場内整理、盗難・火災・事故等の防止に努めてください。

また、利用者は、利用者の責任と負担において必要な損害賠償保険や傷害保険・イベント中止保険等、各種保険への加入をお願いいたします。

なお、当施設のご利用中（設営・撤去時間を含む）は、利用者または責任者が当施設に常駐するものとし、事故等の緊急事態発生時には、速やかに所有会社までご連絡ください。

(4) 免責および損害賠償

利用期間中に当施設において生じた盗難・破損等すべての事故について、所有会社および当協議会は一切の責任を負いません。利用期間中に当施設および附属設備、備品等を損傷または紛失した場合は、利用者にその損害を賠償していただきます。また、利用期間中に、利用者が当施設内にお持ち込みになった物品または現金ならびに貴重品については、利用者個人の責任において管理してください。所有会社および当協議会はその損害を賠償しません。

(5) 原状回復と清掃管理

当施設の使用後の原状回復と清掃は利用者にて行っていただき、当施設利用終了時に所有会社が点検をいたします。

利用者が原状回復を行わない、または原状回復に不足がある場合は、所有会社が原状回復（撤去・処分等を含みます。）を行い、原状回復に要した実費を利用者宛てに請求させていただきます。

なお、利用に際し発生するゴミは、すべて利用者にてお持ち帰りください。

2. パブリックスペースの概要およびご利用料金

ご利用可能なパブリックスペースの概要およびご利用料金は、以下のとおりです（2025 年 4 月現在）。ただし、お申し込みいただくイベント等の内容が、非営利活動である場合や地域貢献に資するものである場合など、所有会社が特に認めた場合は、下記利用料金規定に限らず、別途設定した利用料を提示させていただきます。

番号	施設名称	面積	用途想定	利用料金（消費税等相当額含む）		
				A(全日)	B・C(半日)	備考
E-1	キャナルウォーク	850 m ²	マルシェ、ミニコンサート等	110,000 円	55,000 円	【ご利用時間】 A：8:00～18:00 B：8:00～13:00 C：13:00～18:00 ご利用時間は厳守とします。また、ご利用時間には設営・撤収時間を含みます。
E-2	エネルギーセンター南側広場	605 m ²	マルシェ、ミニコンサート等	110,000 円	55,000 円	
E-3	エネルギーセンター北側広場	1,380 m ²	ミニコンサート等	110,000 円	55,000 円	

※下図をご参照ください



3. 禁止事項

当施設において、次の各項に該当するイベント等の実施や行為は禁止させていただきます。イベント等の実施中であっても、次の各項に該当することが判明した場合、所有会社から、内容の変更や利用の中止を指示させていただくことがあります。その結果、利用者側に損害が生じて、所有会社および当協議会は一切の責任を負いません。

【全般的禁止事項】

- (1) 申込み時の利用目的以外での利用。
- (2) 当施設の利用権の全部または一部を、所有会社の許可なく第三者へ譲渡・転貸すること。
- (3) 当施設の利用に関する業務を、所有会社の許可なく第三者に委託すること。もしくは第三者と共同運営すること。
- (4) 関係諸官庁から中止命令が出たとき。
- (5) その他、所有会社が管理・運営上、不適当と認める行為など。

【実施を禁止するイベント等の内容】

- (6) 責任の所在が不明確なもの。
- (7) 内容、目的が不明確なもの。
- (8) 関係諸法規に違反、またはその恐れがあるもの。
- (9) 政治・宗教活動、労働争議、募金、署名および勧誘など。ただし、所有会社が特に問題がないと判断した場合を除く。
- (10) 人種、民族、身分・地位、地域、職業、性別、病気・障がい等について差別するものや、プライバシーの侵害、セクシュアルハラスメントなど、人権を侵害する恐れのあるもの。
- (11) 他者の名誉を棄損、あるいは誹謗・中傷する恐れのあるもの。
- (12) 信用棄損、業務妨害などの恐れのあるもの。
- (13) 詐欺的なもの、またはいわゆる悪質商法とみなされるもの。
- (14) 非科学的または迷信に類するもので、来街者を惑わせたり、不安を与える恐れのあるもの。
- (15) 投機、射幸心などを著しく煽る恐れのあるもの。
- (16) 青少年の健全な育成を妨げる恐れのあるもの。
- (17) 裁判中、係争中または将来係争に発展する可能性があり、争点そのものに関連すると所有会社が判断するもの。
- (18) 反社会的、非道徳的な内容で社会秩序を乱す恐れのあるもの。
- (19) 利用者（関係業者を含みます。）が反社会的勢力であるもの。
- (20) 反社会的勢力の活動を助長し、または反社会的勢力の運営に資する恐れのあるもの。
- (21) みなとアクルス、所有会社または当協議会の社会的評価、品位を低下させられるもの。
- (22) イベント等の実施によって、所有会社または当協議会が不利益を被る恐れがあるもの。

【禁止する行為等】

- (23) 法令または公序良俗に反する行為。
- (24) 社会通念上の許容限度を超える音量、振動、臭気、光（照明）を発することにより、来街者および近隣住民に迷惑または不快感を及ぼす恐れのある行為。
- (25) 発火、引火、発煙もしくは爆発等の恐れのある物品、悪臭を発する物品、不衛生な物品等の持ち込み。
- (26) 当施設およびその周辺に、看板、垂れ幕、ポスターまたはこれに類する掲示物等を設置、掲示すること。ただし、事前の手続きにより承認を受けたものを除く。
- (27) 来街者等の通行を妨げる行為。
- (28) パブリックスペースにおける喫煙および飲酒。
- (29) 所有会社から許可を得ていない物品の販売、掲示、印刷物の配布、イベント記録以外目的での撮影、またはこれに類する行為。
- (30) 上記のほか、来街者および近隣住民の迷惑となる行為。
- (31) 当施設を汚損、破損させる恐れのある行為。

4. 利用者の責務

当施設の利用に際しては、以下の点にご留意願います。

(1) 善管注意義務

利用者は、善良なる管理者の注意をもって当施設をご利用ください。

(2) 規約・諸法規

利用者は、本規約および関係諸法規を遵守してください。作業員等関係者およびイベント等への参加者に対しても本規約および関係諸法規を遵守させてください。

(3) 事故等の防止対策

利用者は、所有会社と連絡・調整のうえ、当施設とその周辺に対する秩序維持、イベント等への参加者の整理・誘導、作業員等関係者の管理・監督、盗難・事故防止等の対策を行ってください。

所有会社または当協議会が、警備および誘導體制について協議が必要と判断した場合には、所有会社から利用者に通知させていただきます。利用者は所有会社と協議をしたうえで、所有会社の指示に従ってください。この場合、警備、イベント等への参加者の整理・誘導等は、利用者の責任と負担において利用者が行ってください。

(4) 不測の事態への対応

不測の災害や事故に備え、当施設を利用される前に、避難誘導経路・方法を確認するとともに、作業員等関係者に対して周知徹底してください。

(5) 関係諸官庁への届出等

当施設のご利用に際して必要となる関係諸官庁への届出・許可申請等については、利用者の責任において実施してください。万一、届出の不備等により、イベント等の開催が不能または中止となった場合でも、所有会社および当協議会は一切の責任を負いません。

なお、関係諸官庁への届出等を実施した場合は、届出書等の写しを所有会社まで提出してください。

5. 遵守事項

当施設の利用に際しては、以下の点を遵守してください。

(1) 搬出入時

- ①搬入作業着手前・搬出作業完了後に、利用者および所有会社の両者立ち合いのもと当施設（搬出入ルートを含みます。）の現地確認を行います。万一、利用者の責に帰すべき事情により当施設に損傷が生じた場合には、利用者の責任と負担により原状復旧していただきます。
- ②搬出入ルートおよび搬出入用車両の一時停車場所については、所有会社の指示によるものとします。チャネルウォークの歩行者優先通路部分を通行する際は最徐行し、来街者に最大限の注意を払ってください。なお、来街者が多い時間帯に搬出入を行う場合は、必要に応じて警備員またはスタッフが搬出入用車両を誘導するなどして、事故が起きないような対策をお願いします。
- ③搬出入車両は2トン車までとします。搬出入完了後は、速やかに移動してください。また、周辺の路上への駐停車は厳禁とします。
- ④搬出作業完了後は、利用者にて清掃を実施してください。
- ⑤搬出入時に発生するゴミは利用者にてお持ち帰りください。

(2) 設営時

- ①利用可能スペース内での設営をお願いします。
- ②設営にあたっては、設営スペース周辺をカラーコーン等で囲うなど、来街者の侵入防止を図るとともに、警備員またはスタッフが誘導を行い、来街者の安全確保を徹底してください。
- ③設営物については、建物から1m以上の離隔を確保するとともに、建物や壁面等にもたれかかることのないようにしてください。
- ④設営物については、荷重分散を行い、設置衝撃による破損等には十分注意してください。また、地面・床面の損傷を防ぐため、必要に応じて養生を施してください。
- ⑤設営物は、ロープやウェイト等により確実に固定してください。なお、地面・床面へのアンカー等の打ち込みや、剥離後に粘着物が残るテープの使用、建物や壁面等への釘打ちは不可とします。
- ⑥設営物の設計・設置にあたっては、強風や突風の発生を想定し、安全面には十分配慮願います。また、イベント等の実施中においても、状況に応じ、撤収も含めた臨機応変かつ適切な対応をお願いします。
- ⑦設営後、イベント開始までの間に設営物を残置する場合は、利用者の責任において、警備員またはスタッフを配置してください。設営物に不具合が生じたとしても、所有会社および当協議会は一切の責任を負いません。
- ⑧設営作業時に発生するゴミは利用者にてお持ち帰りください。

(3) イベント用電源の利用

- ①小型発電機を使用する際は、次の点にご留意ください。
 - 1) 設置上の安全を確保すること
 - 2) 万一の火災に備え、消火器を常備すること
 - 3) 港消防署に相談し、指導を受けること
 - 4) 騒音に配慮すること（「(4) 音の発生制限」に関する基準を準用します。）
- ②来街者の動線上に電源コードを配線する場合には、ゴムマット等での養生をお願いします。
また、養生にはトラテープ等での注意喚起を行い、来街者の安全を確保してください。

(4) 音の発生制限

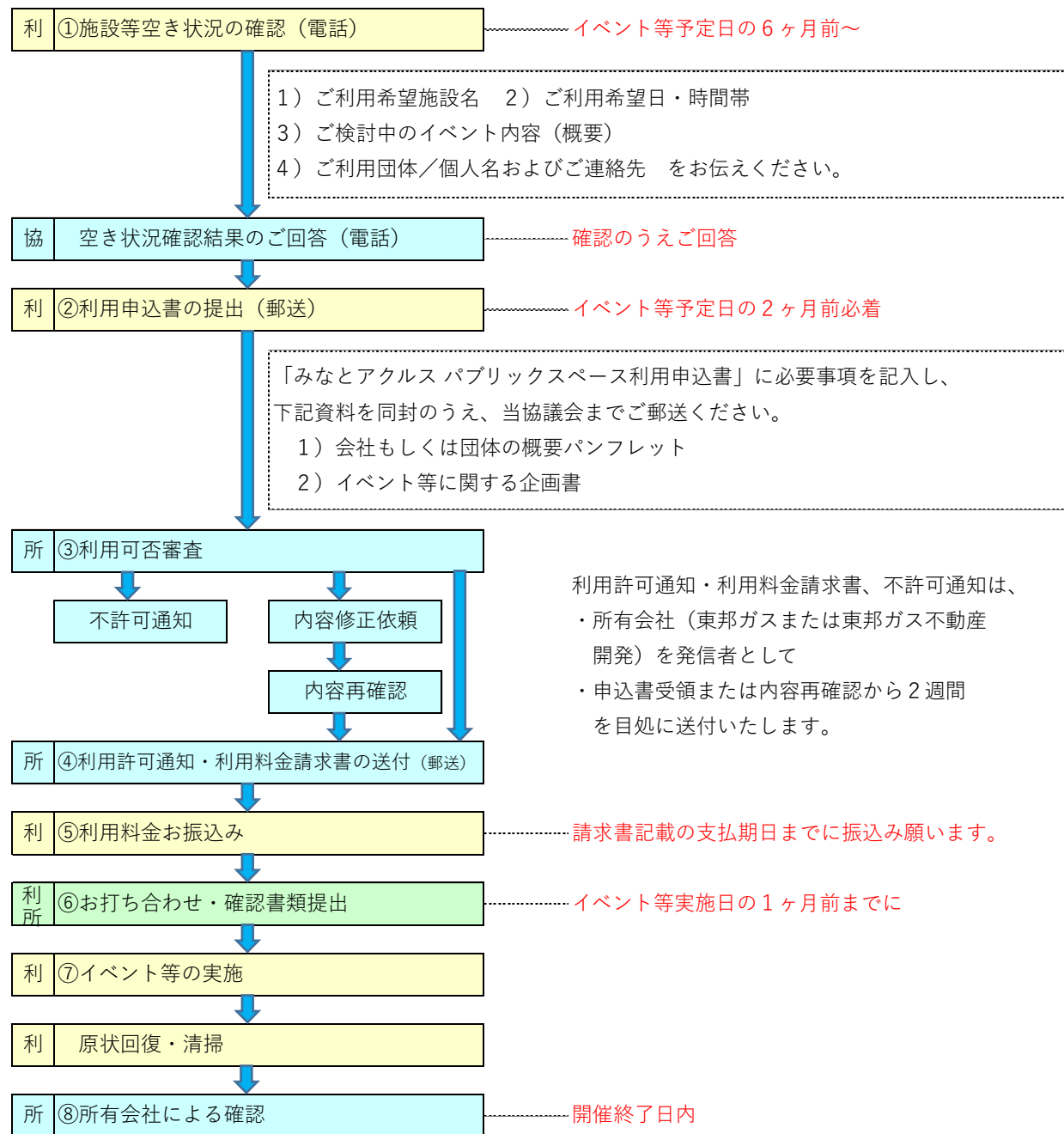
- ①みなとアクルス周辺には住宅が存在するため、朝 10 時までの間の音出しは厳禁とします。
- ②音響機器等の使用にあたっては、風向きや振動の状況によって、所有会社または当協議会から利用者に対し、調整をお願いする場合があります。また、周辺住民または周辺施設から苦情があった場合、またはその恐れがある場合には、所有会社または当協議会の指示に従っていただきます。
- ③次の機器等の使用は原則として禁止します。ただし、小型で小音量のものについては所有会社までご相談ください。
 - 1) 拡声器、ハンドマイク、カラオケ等
 - 2) 太鼓やドラム等の打楽器
 - 3) トランペット等の管楽器
 - 4) その他大音量を発する機器・楽器

(5) 荒天時の取り扱い

- 荒天（強風・豪雨・雷等の発生または警報発令）により、来街者に危険が及ぶと所有会社または当協議会が判断した場合、安全を確保するためにイベント等を中止していただくことがあります。この場合は、振替日または返金について協議させていただきます。

6. 利用のお申込み

(1) 利用のお申込みからイベント等実施までの流れ



【凡例】 利：利用者・利用希望者 所：所有会社 協：当協議会

(2) お申込みの流れ

①施設等空き状況の確認

お申込みに先立ち、ご利用希望日の空き状況をお電話にてご確認ください（イベント等予定日の6ヶ月前からお問い合わせが可能です）。お問い合わせの際は、下記1）～4）について当協議会事務局までお伝えください。空き状況を確認のうえ回答させていただきます。

- 1) ご利用希望施設名
- 2) ご利用希望日・時間帯
- 3) ご検討中のイベント内容（概要）
- 4) ご利用団体／個人名およびご連絡先

②施設等利用申込書の提出

「みなとアクルス パブリックスペース利用申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項をご記入のうえ、当協議会事務局までご郵送ください。下記1）～2）についても併せてご提出をお願いします。申込書等は、イベント等予定日の【2ヶ月前必着】とします。

- 1) 会社もしくは団体の概要パンフレット（※個人でのお申し込みの場合、提出不要）
- 2) イベント等に関する企画書

受付は先着順としますが、同じ日時の利用希望にかかる申込書が同着した場合は、抽選とさせていただきます。

③所有会社による審査

申込書が当協議会に届きましたら、所有会社においてイベント等の内容を確認させていただきます。イベント等の内容が本規約に抵触する場合は、内容を修正していただく、もしくはご利用をお断りすることがあります。

④利用許可通知（または利用不許可通知）

申込書の受領後2週間以内に所有会社から使用の許可または不許可を書面にて通知させていただきます。万一、通知が届かない場合は、誠にお手数ですが所有会社または当協議会事務局までお問い合わせください。

⑤利用料金振込み

利用許可通知に利用料金に関する請求書（施設等の所管者名義で発行します。）を同封しますので、請求書記載の支払期日までに指定口座にお振込みください。なお、振込手数料は申込者にてご負担願います。支払期日までに入金を確認できない場合は、キャンセルされたものとさせていただきます。

なお、この時点で、主催者を確認するため、法人の場合は資格証明書（例、履歴事項全部証明書）を、個人の場合は住民票のご提出をお願いする場合がありますので、速やかにご提出をお願いします（コピーも可とします）。

(3) 予約成立後のキャンセルについて

当施設ご利用をキャンセルされる場合の取り扱いは以下のとおりとします。

①利用許可通知の後に、利用者側のご都合により利用の取り消しを行う場合、次のキャンセル料を既入金額から差し引きのうえ、残額があるときは返金いたします。なお、振込にかかる手数料は利用者の負担とさせていただきます。

- ・ご利用日の6日前まで …キャンセル料なし
- ・ご利用日の5日前から前日17時迄のキャンセル …利用料金の50%
- ・前日17時以降のキャンセル、無断中止など …利用料金の100%（全額）

②天変地異や不測の事故・災害・利用予定日の愛知県内の暴風警報や台風上陸予報など、利用者に責のない、やむを得ない事情により当施設の利用を中止する場合は、キャンセル料は発生せず、予め振り込まれていた利用料等は返金させていただきます。なお、残額の返金にかかる振込手数料は利用者の負担とさせていただきます。

ただし、当該利用中止により利用者側に損害が生じても、所有会社および当協議会は一切の責任を負いませんのでご了承下さい。

なお、ご要望の場合は、可能な限り開催日変更の対応を行わせていただきます。

③キャンセル時点で所有会社は何らかの実費が発生していた場合は、上記キャンセル料とは別にその実費を請求させていただきます。

7. 個人情報の取り扱い

所有会社および当協議会は、皆さまのプライバシーを尊重し、個人情報保護につきまして細心の注意を払ってまいります。

(1) 個人情報の利用について

所有会社および当協議会は、利用者の各種情報（企業・団体名、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）を以下の目的に利用いたします。

- ①当施設の利用に際しての諸連絡のため
- ②事故等緊急の際の連絡のため

(2) 個人情報の提供について

所有会社および当協議会は、利用者の個人情報を、利用者ご自身の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。ただし、イベント等の運営上必要な範囲でみなとアクルスまちづくり推進協議会の会員企業に開示する場合、または法令により開示を求められた場合、もしくは裁判所、警察等の公的機関から開示を求められた場合には、利用者ご自身の同意なく個人情報を開示・提供することがあります。

8. お問い合わせ先

みなとアクルス パブリックスペースのご利用に関するお問い合わせ・お申込みは下記までお願いいたします。なお、利用規約は随時更新します。みなとアクルスの HP から最新バージョンをご確認の上、お申込みください。

みなとアクルスまちづくり推進協議会
〒455-0015 名古屋市港区港栄一丁目8番23号
Tel 052-653-3733（平日10：00～17：00）
Fax 052-654-2005

附則

この規約は、2025年4月1日から実施する。

最終改正：2025年4月1日

制 定：2020年2月20日